



除排雪作業にご協力を



- ・寄せ雪の処理にご理解とご協力をお願いします。
- ・安全確保のため深夜に除排雪作業を行います。
- ・作業中の除排雪車両には絶対近づかないでください。
- ・除排雪作業の支障とならないよう、ごみ出しの日時と場所を守りましょう。
- ・乗り入れ鉄板・ブロックは除排雪の妨げになります。取り外してください。
- ・飛び出し危険！雪遊びは安全な場所を選びましょう。

青森市市民とともに進める雪処理に関する条例 を守りましょう！

除排雪作業に支障が生じると認めるとき、またはその恐れがあると認めるときは、原因となる行為をした者に対し、勧告をすることがあります。

- 建物を建てるときは、道路、河川、隣地へ配慮しましょう。
- 河川や水路などへの投雪で、流水を妨げないでください。
- 敷地内（宅地・事業所・駐車場など）の雪は道路に出さないでください。救急・消防・他の交通の妨げになります！
※道路法や道路交通法などの禁止行為にあたり、罰せられる場合があります。
- 路上駐車はやめましょう！たった一台でも、除雪作業ができなくなります。

皆様のご協力をお願いします。



道路維持課 嵯峨

屋根の雪下ろしなど、除雪作業中の事故を防ごう!!

- ・一人での作業は危険です。雪下ろしなどの作業は家族、隣近所にも声をかけて必ず2人以上で作業しましょう。
- ・雪下ろしの際は、安全带・命綱、ヘルメット、滑りにくい靴（厚底は避ける）を着用しましょう。

◆ 安全带・ヘルメットなどの除雪安全用具の貸出

時12月1日(金)から
宛除雪ボランティア団体、町会、市民

市民雪寄せ場

地域住民の皆さんが、スノーダンプなどの人力で雪を寄せる際に利用できる「雪寄せ場」です。除雪機械や軽トラックなどは使用できません。ルールを守ってご利用ください。詳しくは、お問合せください。

※雪寄せ場内は大きな雪山ができて、大変危険ですので、子どもたちを近づけないようにしてください。

公園・校庭などの雪寄せ場はルールを守って利用しましょう!

◆ 利用の際のルール

- ・施設の破損防止のため、遊具やベンチなどの上や付近には雪を置かないでください。
- ・除雪機械やトラックなどでの搬入は禁止です。スノーダンプやソリなどの人力での搬入に限ります。
- ・雪下ろしした屋根雪など大量の雪寄せはやめましょう。
- ・雪寄せ場の雪は、いっぱいになっても運び出されません。
- ・道路への滑落や遊具への接触などに注意し、ケガのないように利用しましょう。
- ・校庭の一部開放は、利用可能かも含め必ず場所・時間などを各学校へ確認の上、ご利用ください。
- ・ルールを守れない場合は開放を中止することがあります。

◆ 冬の公園・校庭の注意ポイント

- ・雪山から道路に滑り降りるなどの危険な遊びはしないでください。
- ・雪解け時期には樹木や遊具の周りに空洞ができる場合があります。陥没しやすいので注意してください。

【問合せ】

除排雪について▶道路維持課（☎017-752-8398）
浪岡振興部都市整備課
（☎0172-62-1168）

公園について▶公園河川課（☎017-752-8342）
校庭について▶各小・中学校

青森市生活支援商品券 のご案内

物価高騰などによる市民生活の負担増を踏まえ、全ての市民の生活を応援するため、1人当たり3,000円分の商品券を配付します。

◆配付額

1人当たり3,000円分（全店共通券500円×6枚）

◆配付対象者

10月1日現在、本市の住民基本台帳に登録がある住民

◆配付方法

12月上旬から準備が整い次第、順次、世帯主に対し、配付対象世帯員分の商品券を郵送

◆問合せ

青森市生活支援商品券事業実行委員会事務局
〒030-8515 新町一丁目2-18 青森商工会議所会館7階
☎017-752-1341 ☒017-752-1342
10:00~17:00 ※土・日、祝日、年末年始を除く



◆利用可能期間

12月15日(金)~令和6年2月29日(木)

◆利用可能店舗

詳しくは、商品券と同封する利用可能店舗の一覧または、青森市生活支援商品券専用ホームページをご覧ください。

青森市生活支援商品券

検索

第4期青森市地球温暖化 防止活動推進センター 指定団体を募集

地球温暖化防止活動の中間支援組織として活動する「青森市地球温暖化防止活動推進センター」の指定を希望する団体を募集します。

募集要項▽12月1日(金)から環境政策課で配布、市ホームページに掲載

募集対象▽一般社団法人・一般財団法人・NPO法人のいずれかの団体であること、市内に主たる事務所を有すること、地球温暖化防止に係る活動実績が2年以上あること など

募集期間▽12月1日(金)~28日(木)

選考方法▽提出書類に基づき評価・審査

指定期間▽令和6年4月1日(月)~令和9年3月31日(水)

活動内容▽地球温暖化防止活動に関わる普及啓発・相談助言・情報提供、市が委託を予定する環境教育機会の提供事業 など

環境政策課
☎017-718-0286

高齢者世帯などへ住宅用 火災警報器を無償配付

青森県消防設備保守協会より寄付いただいた住宅用火災警報器を、管内の高齢者世帯(65歳以上)で未設置のかたに無償で配付します。

※受付は電話のみ、配付方法などは受付時にお知らせ
※配付数50個、なくなり次第終了

申開12月11日(月)午前8時30分~午後5時に、電話で、消防本部予防課(☎017-775-10853)へ

新型コロナウイルス ワクチン集団接種情報

◆青森県総合健診センター
【12歳以上】

時12月4日(月)・8日(金)
※予約受付は各接種日の3日前まで

申開青森市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター
(☎017-764-6539、017-752-0517)へ



▲WEB予約サイトはこちら

12月11日(月)~20日(水)は 冬の交通安全県民運動

●運動の重点

- ①子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ②高齢運転者等の交通事故防止
- ③飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ④冬道の安全運転の推進

●飲酒運転は重大な犯罪です

飲酒機会の増える忘新年会シーズンですが、少しでも飲酒したら絶対にハンドルを握らず、公共交通機関を利用してください。

飲酒運転は「運転者」だけでなく「車両提供者」「酒類提供者」「同乗者」にも罰則があります。

●冬の自転車運転は危険です

路面凍結、雪で狭くなる道路など、冬の自転車運転は非常に危険です。利用を控えましょう。

問生活安心課(☎017-734-5258)